

平成31年第4回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 4月25日

閉 会 4月25日

平成31年第4回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成31年4月18日					
招集年月日	平成31年4月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 平成31年4月25日 午後7時00分					
	(閉会) 平成31年4月25日 午後7時34分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	京谷 作右衛門	○			
	2	菊池 和雄	○			
	3	森 宏樹	○			
	4	森 光行	○			
	5	丸山 由美子	○			
	6	山口 公仁	○			
	7	久末 善輝	○			
	8	山下 敏雄	○			
	9	鈴木 敏秋	○			
議事録署名委員	二番 菊池 和雄		六番 山口 公仁			
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 笠谷 将人		主幹 杉野 匡			
	主査 石山 雄大					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 農業委員会事務局職員の任免について
第 5	議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
第 6	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 7	議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 8	議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 9	議案第 5 号 現況証明願いについて

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

皆さん、今日は夜の総会ということで、お疲れのところご苦労さまです。
ただいまから、平成31年第4回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後7時00分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、2番 菊池委員、6番 山口委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について

議長

日程第4、報告第2号 農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。
本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長

日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題と
いたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の
制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号1の内容について、事務
局職員より説明させます。
本件については、一番、京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基
づき、議決が終わるまで、京谷委員の発言を禁じます。
それでは、説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。
番号1、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆で、記載のとおり農地法第18条の規
定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考え
られます。
以上です。

議長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。

それでは、京谷委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号2の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号2、場所は字中須田〇〇〇番〇で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第6、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上まず、番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

それでは説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字北村〇〇〇番〇 外7筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、17,657㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字北村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で新規による使用貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号2の内容について、事務局職員より説明させます。
本件については、1番、京谷委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、京谷委員の発言を禁じます。
それでは説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。
番号2、場所は字中須田〇〇〇番〇 外5筆、地目は現況が田及び畑、公簿が雑種地で、面積合計は、10,671㎡です。
譲渡人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。
以下双方の関係事項については記載のとおりです。
以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2については、原案どおり可決いたします。
それでは、京谷委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号3から番号7の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。
番号3、場所は字中須田〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5,768㎡です。
貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇〇さんで新規による賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。
以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、
1, 690㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による
賃貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 789
㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇さんで新規による賃貸
借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字豊田〇〇番〇 外1筆、地目は現況が畑、公簿が畑及び原野で、
面積合計は、5, 654㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇さんで新規による賃貸
借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字勝山〇〇〇番〇〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、
36, 200㎡です。

貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで新規による賃
貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

1 番委員

番号7の勝山の場所はどの辺ですか。

事務局

公共牧場で、場所はキャンプ場の向いになります。

8 番委員

何を作付けする予定か。

事務局

ブロッコリーを作付けしたいとのことですが、ただ、牧草畑として長年使われてきた
ので、地力が低下している可能性もあることから、借受人の〇さん曰く、今年は大豆
などを作付けして、経過を見たいという風に聞いています。

議 長

その他、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号3から番号7については、原案どおり可決いたします。

議 長

続きまして、番号8から番号10の内容について、事務局職員より説明させます。
本件については、8番、山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下委員の発言を禁じます。
それでは説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号8、場所は字北村〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、6, 147㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で新規による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字北村〇〇〇番〇 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5, 374㎡です。

譲渡人は字北村の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字早瀬〇〇〇番 外4筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、7, 062㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号8から番号10については、原案どおり可決い

たします。

それでは、山下委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号11から番号15の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号11、場所は字桂岡〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、4, 197㎡です。

譲渡人は恵庭市の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字桂岡〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、5, 527㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、1, 621㎡です。

譲渡人は恵庭市の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字桂岡〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は、3, 715㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号15、場所は字桂岡〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、8, 585㎡です。

譲渡人は恵庭市の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

8番委員

これは、基盤整備絡みの案件か。

事務局

そのとおりです。

議 長

その他、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号11から番号15については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長

日程第7、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第3号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字宮越〇〇〇番〇 外11筆、地目は現況が田及び畑、公簿が田、畑及び原野で、面積合計は、31,116㎡です。

譲渡人は字宮越の〇〇〇〇さん、譲受人は字宮越の〇〇〇〇〇〇さんで贈与による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字小森〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況が畑、公簿が田及び畑で、面積合計は、3,383㎡です。

譲渡人は山形県山形市の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇さんで贈与による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況が畑、公簿が田で、面積は、3,516㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の〇〇〇〇〇〇さんで贈与による所

8番委員

場所はどの辺ですか。

事務局

小森の開拓の道路の入り口の左手になります。

1番委員

砂利を敷くのか。

事務局

鉄板を敷くので、土には入りません。

議 長

その他、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第9 議案第5号 現況証明願いについて

議 長

日程第9、議案第5号 現況証明願いについてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第5号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

3番委員

4月15日に、菊池委員、山口委員、そして私を含めた3名と事務局職員2名の同行により番号1から番号3の土地について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は、字小安在〇〇番〇、字小安在の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが、大正時代に住宅が建築されて以降、宅地として利用されており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号2、場所は、字早川〇〇〇番〇、字石崎の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが、不耕作となって数十年が経過し、現在は原野化しており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号3、場所は、字早川〇〇〇番〇、字石崎の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが、不耕作となって数十年が経過し、現在は原野化しており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成31年第4回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後7時34分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 森 宏樹

署名委員 久末善輝